

【資格】 募集案内書の7～16ページの資格を全て備え、下記の（ア）～（エ）に該当する方がいる世帯

（ア） 下記の表に該当する方

手帳の種類	該当する方	該当しない方
身体障害者手帳	1・2・3・4級	5・6級
精神障害者保健福祉手帳	1・2級	3級
療育手帳	A1・A2・A3・B1	B2

（イ） 重度または中度の知的障がい者であることを児童相談所の長または更生相談所の長から判断された方

（ウ） 戦傷病者手帳を所持し恩給法別第1号表の2の特別項症から第6項症までまたは別表第1号表の3の第1款症の方

（エ） 現在、心身障がい者世帯に該当する級の手帳を申請中の方（契約期限までに交付される方）

【注意点】（1） 身体障害者手帳などに記載されている障がいの級によっては、該当しない場合がありますので、必ず上記の手帳の級を確認してください。

（2） 仮当選の資格審査時に、心身障がい者世帯であることを証明していただくために、下記の表の証明書類の写しを提出していただきます。

障がいの内容	証明書類
身体障がい者	○身体障害者手帳
精神障がい者	○精神障害者保健福祉手帳
知的障がい者	○療育手帳
	○知的障がい者用申込資格調査書の証明書など
戦傷病者	○戦傷病者手帳

（3） 住宅の仕様は、一般世帯と同じ仕様で、心身障がい者世帯で申込みをされても住宅の仕様に変更はありません。

高齢者・身体障がい者仕様をご希望の場合は、高齢者・身体障がい者世帯で申し込みください。